

Title	スミスにおける「価値の源泉」：『国富論』第2版の改訂箇所をめぐって
Sub Title	A. Smith on "The source of value"
Author	羽鳥, 卓也
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.6 (1974. 6) ,p.372(26)- 388(42)
JaLC DOI	10.14991/001.19740601-0026
Abstract	
Notes	小池基之教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740601-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スミスにおける「価値の源泉」

—『国富論』第2版の改訂箇所をめぐって—

羽 鳥 卓 也

1. 問題の所在

アダム・スミスの価値論についての研究成果は、すでに今日までに内外を通じて夥しい数にのぼっており、研究水準もまた最近では著しく高められているといつてよいだろう。その点からいえば、本稿は徒らに屋上屋を重ねる愚拳を犯すものだという非難をうけても仕方がないのかもしれない。しかし、わたくしは従来の成果の少なくないものに対してひとつの疑問をもっている。それは、これまでの成果の多くのものが、テキストにキャン版『国富論』を使用したにもかかわらず、この版本の特別な利用価値について必ずしも十分な考慮を払わなかったために、論証上に重大な欠陥を残すことになったのではないかという懸念である。

キャン版の本文は原典第5版(1789年刊)によっているが、その欄外に設けられた編者註記には原典の初版(1776年刊)から第5版に至るまでの各版本間の原文の異同箇所についての綿密な考証の結果が記載されている⁽¹⁾。価値論が詳述されている第1編第5・6章における各版本間の原文の変更の分量は、リカードウ『原理』の価値論の章における初版から第3版に至る原文の変更の分量に比べるとはるかに少ないけれども、少なくとも『国富論』第2版(1778年刊)に生じた原文の変更⁽²⁾のなかには、スミス価値論の内容理解にとって看過しえないものがいくつか含まれている。

本稿は『国富論』第1編第6章における第2版の原文変更の若干の箇所をとりあげ、原文変更の意味を明らかにすることによって、これまで学界で有力視されてきたスミス価値論の解釈の仕方には文献実証的に重大な難点があるということをも主張しようとするものである。われわれが本稿で考

注(1) このキャン版の全文を訳出している邦訳本は、大内兵衛・松川七郎両氏の共訳本および竹内謙二氏の訳本である。また、キャン版を底本とするものではないが、水田洋氏の訳本は、初版本を底本として後統諸版に生じた原文の変更箇所のなかの、とくに内容上重要なものを訳者註記のなかで指摘しているから、この利用価値もキャン版に劣らない。
注(2) わたくしはこの機会に『国富論』第1編第5・6章についてだけだが、念のために、原典の第1・2・3版の原文の異同箇所を検討したが、その結果、このふたつの章に関する限り、キャン版、水田版ともに完璧であることを確認した。そこで、本稿では原典からの引用にあたっては、とくに原典各版のページ数を記す煩雑さを避けて、キャン版のページ数だけを記すことにする。

スミスにおける「価値の源泉」

察しようとする問題は、スミスが資本制社会を労働価値論の適用範囲から除外したといわれてきた論点にかかわるものである。

さて、スミスは「商品の価格の構成部分について」と題する第6章のなかで、資本の蓄積と土地の所有とに先立つ「社会の初期未開の状態」においては諸商品の交換価値はもっぱらそれぞれの商品の生産に投下された労働量によって規制されているけれども、資本蓄積以後の社会では投下労働量はもはや諸商品の交換価値を規制する唯一の事情ではなくなるという趣旨を主張している。スミス自身は、この命題をつぎのふたつの文章によって示している。

引用文I 「この〔社会の初期未開の〕事態においては、労働の全生産物は労働者に帰属する。そこで、ある商品を獲得または生産するのに通常使用される労働の量が、その商品が通常購買、支配、交換すべき労働の量を規制しうる唯一の事情である⁽³⁾。」

引用文II 「この〔資本蓄積以後の〕事態においては、労働の全生産物は必ずしも労働者に帰属するわけではない。かれは、たいていのばあいに、かれを雇用する資本の所有者とそれを分けあわなければならない。そこで、また、ある商品を獲得または生産に通常使用される労働の量が、その商品が通常購買、支配、交換すべき労働の量を規制しうる唯一の事情ではなくなる。ある追加量〔の労働〕が、賃金を前払しその労働の原料を供給した資本の利潤として当然支払われなければならないことは明白である⁽⁴⁾。」

われわれがここで問題にしたい点は、労働価値論の適用範囲を「社会の初期未開の状態」に限定したといわれるスミスの命題がどのような推理過程を通してひき出されているのかという点である。しかし、このふたつの引用文は必ずしも平明ではないので、これらの文章のそれぞれについて詳細な解説を企てることは別の機会に譲るほかはない。われわれは本稿では引用文IIを中心に若干の検討を加えるに止めるが、この引用文IおよびII中に傍点が施されている2箇所は、いずれもスミスが『国富論』第2版で加筆した字句であるから、スミスの推理過程をあとづけようとするには、とくにこの箇所に注意を払う必要がある。

スミスはなによりも資本蓄積の前後での労働生産物の分配ないし取得状態に変更が起ったことを重視し、それにもとづいて推理をすすめているように思われる。スミスによれば、資本制社会では、労働の全生産物が労働者自身に帰属するというわけにはいけなくなり、賃金と利潤とに分割されなければならない。そうすると、労働者は自己の労働力を資本家に販売して、この生産物全体を生産するのに必要な労働時間にわたって労働に従事しているのに、資本家の方はその対価として生産物中の一部分しか賃金に支払っていないから、労働の生産物の全体は、その生産に投下された労働量と等量の労働を支配できるばかりでなく、なおそのうえにある追加量の労働を支配できること

注(3) Wealth of Nations, I, pp. 49~50. ただし、傍点は引用者。

(4) Wealth of Nations, I, p. 51. ただし、傍点は引用者。

になるはずだというのである。こうしてみると、スミスが資本主義社会ではもはや投下労働量が商品の交換価値を規制する唯一の事情ではなくなると主張するばあい、その論拠は、資本制の商品のばあいには、その支配労働量が生産に投下された労働量と一致せず、前者が後者よりも大きくなっているという点におかれていたのであろう。つまり、スミスは、資本制の商品の価値総額が必ずそれを生産した労働者に支払われる賃金総額を上回っているという自明な事実を、このように、資本制の商品の支配労働量はその投下労働量よりも大きいのだと表現しているのであり、また、この支配労働量と投下労働量との不一致という点にもとづいて、資本制社会の場合では、投下労働量が商品価値を規制する唯一の事情ではなくなると主張しているのである。そうだとすると、資本制の商品の価格分析に関して投下労働量による価値規定に制限をおこうとするこのスミスの言明は、資本によって雇用された労働者は己れに支払われる賃金の価値以上の価値量をもつ商品を生産するのであり、利潤の源泉は労働者の生産するこの追加分の価値にあるのだという見解と不可分の結びつきをもっているということになる。したがって、この見解は、素朴ではあっても、たしかに利潤を剰余労働の対象化として扱えようとする方向を目指すものであって、むしろ、労働価値論に立脚した事実上の剰余価値把握とみななければならない。こうみることが許されれば、引用文Ⅱを直ちに労働価値論放棄の宣言とみなすことは、かなり不用意な判断だとみなしなければならないだろう。

わたくしは引用文Ⅱの意味内容を、ほぼ以上のように考えているが、引用文Ⅱの直前におかれているパラグラフのなかにはつぎのような一文が含まれていて、私見を支える有力な根拠となる。

引用文Ⅲ 「資本が個人の手で蓄積されると直ちに、かれらのうちのある者は、当然それを勤勉な人々を就業させるために使用し、その人々に原料や生活資料を供給して、その製品の販売によって、つまり、その人々の労働が原料の価値に付加するものによって、利潤をあげようとする。……それゆえ、職工たちが原料に付加する価値は、このばあいには、ふたつの部分に分解するのであって、そのひとつは、かれらの賃金を支払い、もうひとつは、かれらの雇主が前払した原料および賃金の資本全額に対する利潤を支払うのである。」⁽⁵⁾

これによって明らかなように、スミスは資本制の労働者の労働が付加する価値額が賃金の価値よりも大きく、したがって、労働の付加価値総額が賃金と利潤とに分解するのだと考えている。こうしてみると、スミスは利潤を事実上剰余労働の対象化とみなしていたといえるだろう。だから、資本制社会では商品の支配労働量が生産に投下された労働量よりも必ず大きいというスミスの見解は、利潤を事実上剰余労働の対象化として扱える見解と不可分に結合しているのである。そうだとすると、引用文Ⅱに示された投下労働量は資本制の商品の交換価値を規制する唯一の事情ではな

注(5) Wealth of Nations, I, p. 50. ただし、傍点は引用者。なお、本稿では、考察を引用文ⅡおよびⅢに集中したが、引用文Ⅰについての詳細な検討は、近く発表する予定の拙稿「スミス価値論と『社会の初期未開の状態』」(『三田学会雑誌』67巻9号掲載予定)のなかで行なうつもりである。

いというスミスの主張は、資本制の商品の価格がもっぱら投下労働量のみによって規制されるわけではないという認識を示すものではあるけれども、しかし、この認識が直ちに資本制社会の分析原理に労働価値論を据えつけることをスミスが断念したことを示すわけではない。なぜなら、この引用文Ⅱがスミスの労働価値論にもとづく剰余価値認識を同時に示すものである以上、それはけっして、商品価値の源泉を投下労働量に帰着せしめ、利潤の源泉を事実上剰余労働に帰着せしめる見解を否定するはずはないからである。

しかしながら、引用文Ⅱについては、以上に示したような私見とは異なる解釈が今日もなお学界で有力な地位を占めているように思われる。その解釈によると、引用文ⅠおよびⅡは、スミスが資本制社会の場合では商品価格が投下労働量とは全く無関係に決定されると考えたことを示すものであり、したがって、スミスが資本制社会を労働価値論の適用範囲から除外したことを示すものだというのである。そして、この解釈を提唱する論者は、スミスが資本制社会の分析にあたって労働価値論を放棄していたことを示す動かしえない証拠として、第6章のなかにあるつぎの一文を引用するのである。

引用文Ⅳ 「賃金・利潤および地代は、あらゆる収入のみつつの本源であると同時に、あらゆる交換価値のみつつの本源である。」⁽⁶⁾

見られるとおり、この一文では、スミスは明らかに、労働によって付加された価値が賃金・利潤・地代に分解するという見解とはまさに正反対の見解を提示している。そこで、論者によると、賃金・利潤・地代をもって「価値の源泉」とみなすこの見解は、スミスが労働価値論を資本制社会の分析原理に据えつけることを断念したことを示す証拠であり、スミスが価格論および分配論に労働価値論とは全く無縁な理論展開を与える拠点を形づくっているのだというのである。しかし、私見によると、こういうスミス解釈は、引用文Ⅳをその最も重要な資料的根拠として樹立されたものだという点で、論証上に重大な難点をもつものであるように思われる。次節でその理由を記そう。

2 労働価値論放棄説の典拠について

マルクスはスミス価値論について、つぎのような総括的評価を与えていた。周知のものだが、われわれはマルクスのスミス評価を手がかりにして問題を追究したいと考えるので、まず引用しておこう。

「スミスは、はじめに、交換価値が労働量に帰着するということが、交換価値に含まれている価値が、原料などを控除したあとは、労働者に支払われる労働部分と労働者に支払われることのない労働部分とに分解し、後者の部分が利潤と地代とに分解するということが……を説明した後に、俄かに

注(6) Wealth of Nations, I, p. 54.

主張を変える。そして、交換価値を賃金と利潤と地代とに分解する代りに、かえってこれらのものを交換価値の形成者にしてしまう。……価値がこれらのものの源泉であるのではなくて、これらのものが価値の源泉になるのである。かれが内的な関連を述べたあとで、俄かに現象の直観的な把握が、つまり、競争のうちに現われるがままの事物の関連の直観的な把握が再びかれを支配するのである。⁽⁷⁾

マルクスのこういうスミス評価は、『剰余価値学説史』のなかに随所に繰返し現われるが、かれはスミス価値論のなかに、一方で、利潤を事実上剰余労働の対象化として把えることを可能にする基礎的な考え方、つまり、労働こそが商品価値の源泉だという見解が形づくられていると同時に、他方で、こういう労働価値論を全く否定してしまう考え方、つまり、商品価値の源泉は労働であるのではなくて、逆に賃金・利潤・地代こそが価値の源泉なのだという見解が存在しているというのである。したがって、マルクスの考えでは、スミスの経済学説のなかに、事物の内的関連を労働価値論にもとづいて説明しようとする科学的側面と、競争のうちに現われる経済現象の単なる表面的な説明に終始する現象記述的側面とが同居しているのだというのである。ところで、このように、マルクスがスミスの学説のなかにかれのいわゆる俗流経済学的要素のあることを主張するとき、マルクスもやはり、賃金・利潤・地代こそが商品価値の源泉なのだという趣旨の引用文Ⅳを念頭においていた。だが、マルクスは『学説史』のなかで、このような趣旨の議論が『国富論』第1編第6章のなかには、引用文Ⅳのほか、さらにもうひとつの個所に見出されると述べて、それを引用している。われわれは読者の注意を喚起するために、ことさらこの一文を『学説史』から孫引して示しておこう。

「それゆえ、諸商品の価格においては、資財ないし資本の利潤 *les profits des fonds ou capitaux* は、賃金 *les salaires* とは全く異なる価値の源泉 *une source de valeur* であり、〔賃金のばあいとは〕全く異なる原理によって規制されている。⁽⁸⁾

ところが、この文章に該当する個所は、キャナン版『国富論』の本文(第5版)ではつぎのようになり、表現に些細なちがいがあだけでなく、内容上かなり重要なちがいさえもある。この個所をキャナン版の本文によって引用してみよう。

引用文Ⅴ 「それゆえ、諸商品の価格においては、資本の利潤 *the profits of stock* は労働の賃金 *the wages of labour* とは全く異なる一構成部分 *a component part* であり、〔賃金のばあいとは〕全く異なる原理によって規制されている。⁽⁹⁾

この引用文Ⅴとさきの『学説史』からの引用文との間のちがいでとりわけ重要なものは、『学説

注(7) Marx, *Theorien über den Mehrwert*, II, M-E Werke, Bd. 26.2, SS. 214~5.

(8) Marx, *Theorien*, I, M-E Werke, Bd. 26.1, SS. 66; 406. ただし、この引用文が含まれているパラグラフは全集版だけに見出され、カウツキー版の『学説史』のなかには見当たらないようである。

(9) *Wealth of Nations*, I, p. 51.

史』からの引用文で「利潤は価値の源泉である」となっていたところが、キャナン版の本文では「利潤は〔価格の〕一構成部分である」となっていることであろう。このちがいのほかにも、些細なものだが、ちがいはいくつもある。これらのちがいは、つぎのような事情から生まれた。マルクスが『学説史』で引用文Ⅴに相当する個所を引用したさいに、かれはパリ時代以来愛読していたジェルマン・ガルニエの訳出したフランス語版『国富論』(1802年刊)からこの文章を引用したのである。⁽¹⁰⁾ところが、わたくしが検討したところ、ガルニエ版は、この引用文Ⅴの個所については、原典の初版本の文言を訳出しているのである。⁽¹¹⁾しかし、この引用文Ⅴは、原典では、初版と第2版以降との間に重大な原文のちがいがあった。すなわち、第2版で「一構成部分」となっている個所は、初版では「価値の源泉 *a source of value*」と書かれていたのである。こういうわけで、マルクスは、賃金・利潤および地代が価値の源泉だという趣旨のスミスの文章を第6章のなかで引用文Ⅳのほかにもうひとつの個所に見つけることができるといっていたけれども、これはマルクスがガルニエ版を、原典第2版以降の版本と対照せずに利用したために生じた不用意な発言だったのである。もしマルクスが原典第2版以降の版本をテキストに選んでおれば、この趣旨のスミスの議論は引用文Ⅳのなかにしか見出されなかったはずである。

ところで、以上の考察によって、われわれは『国富論』の初版と第2版との間に注目し値いする原文の変更があったことを知った。すなわち、引用文Ⅴに相当する個所で、初版は賃金および利潤が「価値の源泉」であると記していたのに、第2版ではスミスはこれらのものが「価格の構成部分」であると書き改めたのである。ところが、初版と第2版とを比較検討すると、われわれは同じ第6章のなかにもうひとつ別の個所で、これと同趣旨の原文の変更があることを見出すのである。これをキャナン版の本文によって引用しよう。

引用文Ⅵ 「ある国の土地がすべて私有財産になると直ちに、……大部分の商品の価格において

注(10) A. Smith, *Recherches sur la nature et les causes de la richesse des nations*, traduction, par Germain Garnier, 1802, I, p. 99.

(11) ただし、ガルニエ版は原典の第何版を底本にしているのか、という点については疑問がある。わたくしはガルニエ版の第1編第5・6章について検討しただけだが、つぎのような奇妙な結果を報告しなければならない。ガルニエ版は、引用文Ⅴに相当する個所を除くと、すべて、原典の第2版以降に生じた原文の変更にもとづいて訳文をつくっており、しかも、原典の第3版ではじめて加筆された第5章のなかの「ホップズ氏はいう。……」にはじまるパラグラフも全文訳出している。こういう点からいって、ガルニエ訳の底本は、多分原典第3版以降の版本であろうと思われるのだが、しかし、本文で述べたように、引用文Ⅴに該当する個所だけは、どういふわけか目下のところわたくしには全く分らないが、原典の初版本にしか見出せない文言が訳出されている。

なお、1843年刊のA.ブランキによるフランス語訳は、引用文Ⅴに相当する個所を、原典の第2版に生じた改訂にもとづいて訳文を作成している。すなわち、ガルニエ版で *une source de valeur* と書かれている個所が、ブランキ版では *une part constituante dans la valeur* と記されている。こうしてブランキの訳文は原典第2版の改訂にもとづいたものであるということが出来るが、しかし、ブランキのこの訳文もけっして原典の原文に忠実な訳とはいえない。なぜなら、原典では、ただ単に *a component part* と記されているだけであり、文脈からするとこれは明らかに「価格の構成部分」という意味のものとして理解できるのに、ブランキ版では「価値の構成部分」と訳出されているからである。cf. A. Smith, *Recherches sur la nature et les causes de la richesse des nations*, traduction, par A. Blanqui, I, p. 150.

は、土地の地代が第3の構成部分 a third component part をなす。⁽¹²⁾

この一文においても、原典の初版で「第3の価値の源泉 a third source of value」と記されていたところが、第2版で「第3の〔価格の〕構成部分」と書き改められたのである。⁽¹³⁾

かくして、原典初版本についてみると、第1編第6章のなかには、賃金・利潤・地代を「価値の源泉」だと規定する文言は、引用文Ⅳ・Ⅴ・Ⅵに相当する3箇所に見出されるのだが、第2版では、そのうち2箇所が訂正されて「価値の源泉」という語が「価格の構成部分」に置き換えられたのである。このように、3箇所のうち2箇所までが改訂されたところをみると、スミスは賃金・利潤・地代が「価値の源泉」だという初版で提出していた見解を第2版で撤回しようとしていたのではないかという疑いが生まれてくるだろう。このわれわれの疑いをさらに濃厚にする資料的根拠は、第6章のなかのもうひとつの箇所に見出される。つぎに掲げるものは、初版のみにあって、第2版では全文削除された一文である。

引用文Ⅶ 「こういう〔土地が私有財産になった〕事態においては、ある商品の獲得または生産に通常使用される労働の量が、その商品が通常購買、支配、交換すべき労働の量を規制しうる唯一の事情であるということはなく、そしてまた、賃金を前払し、その労働の原料を供給した資本の利潤が、その商品が通常購買、支配、交換すべき労働の量を規制しうる唯一の事情であるということも⁽¹⁴⁾ない。」

この文章は必ずしも解説容易ではないが、その文意はつぎのように受取って差支えないだろう。土地所有成立以後の状態になると、耕作者は、土地共有のときとはちがって、労働の全生産物をみずから取得するわけにはいかず、これを地主と分ち合わなければならなくなる。その結果、一方では、この生産物全体の支配労働量、つまり交換価値の大きさが、その生産に投下された労働量と一致しなくなるから、ここでは投下労働量が交換価値を規制する唯一の事情であるとはいえなくなる。そして、他方では、商品価値の源泉を形づくるものは賃金・利潤だけではなく、地代もいまや価値の一源泉となるのだから、ここでは〔賃金および〕利潤は、この二者だけでは、商品価値の大きさを規制する唯一の事情にはなりえないということになる。

引用文Ⅶの大意をこのように把えて大過ないとすれば、スミスはこの文章の後半部分で、賃金・利潤・地代を「価値の源泉」とみなす見解を抱き、これにもとづいて賃金・利潤・地代を商品価値の規制要因とみなしていたとみてよいだろう。そして、第2版でこの文章が全文削除されたことは、スミスが第2版になって、賃金・利潤・地代を「価値の源泉」とみなす初版時の見解を全面的に捨て去ったことを意味するだろう。

注(12) Wealth of Nations, I, p. 51.

(13) ちなみに、この箇所はガルニエ版でも une troisième partie constituante と訳されている。cf. Garnier, op. cit., p. 100.

(14) Wealth of Nations, I, p. 51 editor's footnote.

以上の考察は、『国富論』第2版以降では、スミスが賃金・利潤・地代を「価値の源泉」とみなす見解を撤回していたという点を明らかにする。だが、それなら、さきに引用文Ⅳとして示した一文だけは、なぜ原典第2版以降のどの版本にもなんらの修正をもうけずに初版時のままの形で残されているのだろうか。この点を考えようとするばあい、われわれはあらかじめ、この文章がさきほどの引用文Ⅴ・Ⅵ・Ⅶのみつつのものよりも数パラグラフ後に位置するものであり、しかも、この引用文Ⅳがつぎに掲げる長文のパラグラフのなかにおかれているという点に注意を払う必要があるだろう。

「あらゆる個々の商品の価格ないし交換価値が、これを個々別々にとってみれば、これらの〔賃金・利潤・地代なる〕3部分のどれかひとつ、またはそのすべてに分解するのと同じように、あらゆる国の年々の労働の全生産物を形づくる全商品の価格もまた、これを総体としてみれば、同じ3部分に分解して、労働の賃金、資本の利潤、土地の地代のいずれかとして、その国のさまざまな住民の間に分配されるにちがいないのである。あらゆる社会の労働によって年々採集または生産されるものの全体、また同じことだが、その価格総額は、はじめに、こういう仕方、そのさまざまな成員のあるもの間に分配される。賃金、利潤および地代は、すべての収入のみつつの本源であるとともに、すべての交換価値のみつつの本源である (Wages, profit, and rent, are the three original sources of all revenue as well as of all exchangeable value.)。他のすべての収入は、究極的には、これらのうちのどれかからひき出されるのである。⁽¹⁵⁾」

このパラグラフ全体で、スミスが主張する主要な論点は、1国の総生産物の価格は、まずはじめに、すべて賃金・利潤・地代に分解しつくすのであり、したがって、賃金・利潤・地代こそが収入の本源的形態であり、利子その他の所得諸範疇は、いずれもそこから派生する収入の形態にすぎないということである。してみると、このパラグラフのなかには、なるほど賃金・利潤・地代が商品価値の源泉であるという言葉が見出されるのだけれども、しかし、この言葉はあくまでもゆきずりの指摘として記されたものにすぎなかったとみるべきだろう。

すでに知ったように、スミスは第2版では、このパラグラフに先立つところで、2箇所にわたって、賃金・利潤・地代が価値の源泉だと述べた文章を書き改めてしまっていたのだし、そのうえ、もうひとつ別のところでは、賃金・利潤・地代が商品価値を規制する要因だという考え方を含んでいる引用文Ⅶを全文削除してしまった。以上の事実は、スミスが第2版で、賃金・利潤・地代が「価値の源泉」であると述べた文章のすべてを撤回しようとする意図をもっていたという推定を可能にするだろう。そうだとすると、原典の第2版以降においても、さきほどのパラグラフのなかに賃金・利潤・地代が交換価値の本源であるという言葉が残存した理由は、おそらく、後続諸版での改訂作業のさいのスミス自身の不注意によるものとみてよいだろう。そして、そのさい、さきほど

注(15) Wealth of Nations, I, p. 54.

の Paragraph では、主要論点は、総生産物の価値は賃金・利潤・地代に分解するのだから、これらのものこそ収入の本源的形態であるという主張にあったのであり、賃金・利潤・地代は価値の源泉だという言葉が、いわばゆきずりに記されて、この Paragraph の全文のなかの人目に立たない一隅にひそんでいたことが、後続諸版での改訂作業にあたったスミスの不注意を誘い、見おとしを惹起せしめた事情であったろう。

以上に述べてきたような『国富論』初版から第2版へかけての改訂個所の考察は、われわれがスミス価値論を検討するばあいマルクスのスミス評価に安易に依存することを厳しく戒めるだろう。もとより、スミスの価値論は今日のわれわれにとってはきわめて馴染み難い理論内容を含んでおり、スミス自身の論旨の運びもけって平明とはいえないものであるから、長い年月を費やして『国富論』を再三読み返し、そこからすべての養分を自己の理論体系建設のために吸収しつつす過程で、マルクスが書き残したスミス評価は卓抜であり、たしかに今日もなおわれわれにスミス研究のための最も有力な指針を与えてくれるものである。しかし、われわれはマルクスのスミス評価をまるごと鵜呑みにしてはならない。マルクスはスミス価値論のなかに、事物の内的関連を科学的に解明するための基礎理論としての投下労働量による価値規定が見出されるという点を指摘したけれども、同時に、この価値規定を全く否定する結果を招く俗流的見解の基礎もまた見出されると指摘した。しかし、マルクスが後者の点を指摘したのは、かれが主としてガルニエ訳の『国富論』に依存してスミスの学説を学ぼうとしたために、第6章のなかで1個所だけでなく、2個所にわたって、賃金・利潤・地代は「価値の源泉」であるという趣旨の文章を見出したためであった。

しかし、われわれの検討は、ただ単にマルクスの『学説史』を下敷にして、それをひき写すにすぎない安直なスミス価値論の解説や論評をその根底から覆えすという結果をもたらすだけではない。スミスの価格理論や分配理論を労働価値論とは全く無関係に展開された理論とみなそうとする一部論者の所説、スミスの価格理論を近代的価格理論の萌芽形態として価格の均衡理論の実質を準備したものとみなそうとする所説に対しても、再検討の必要を迫ることになるだろう。なぜなら、こういうスミス評価もまた、賃金・利潤・地代は「価値の源泉」であるという趣旨が記載された引用文IVを最も重要な資料的根拠として存立するものにほかならないからである。

文献上の証拠に照せば、スミスが商品の生産に投下された労働こそが商品価値の源泉であるという見解を、資本制社会の場ではみずから放棄したという事実はない。かれが認めたことは、資本制社会の場では、投下労働量が商品価値の大きさを規制する唯一の事情ではないという点だけである。なるほどスミスは資本制的商品については、商品の自然価格が価値、つまり投下労働量に全く一致するとは考えていない。しかし、だからといって、スミスは自然価格が価値ないし投下労働量とは全く無関係に決定されると考えたわけでもけってない。だからこそ、われわれはスミスの価格論や分配論が展開されている『国富論』第1編の第7～11章の行論のなかに繰返して、商品価格の変

動が投下労働量の変動とある結びつきをもっていることについての指摘を見出すことができる。われわれはその一例として、つぎの一文を引用しよう。

「粗雑な毛織物についても良質な毛織物についても、〔その製造に〕使用される機械が昔は現代よりもはるかに不完全であった。……こういう事情の考察は、おそらく、粗雑な製造品についても良質な製造品についても、その実質価格が、なぜ昔は現代よりもはるかに高かったのか、ということの理由をある程度まで説明してくれるだろう。市場へ財貨をもたらすのに、昔は現代よりも多くの労働が費やされたのである。それゆえ、財貨がそこへもたらされたばあいは、それは現代よりももっと多量の〔労働の〕価格とひきかえに購買されたり、交換されたりしたにちがいないのである。」⁽¹⁶⁾

これと同趣旨の文章は、スミスの価格論および分配論が展開されている第7～11章において繰返し現われる。これはスミスが資本制社会の場でも、諸商品の自然価格の大小や騰落は、依然として投下労働量の大小ないし増減によってある程度規制されると考えたことを端的に物語る証拠である。かれがこう考えたわけは、むしろ、かれが資本制社会の場でも、労働こそが価値を生み出す源泉であり、剰余価値を生み出す源泉でもあるのだから、生産に投下された労働は商品の価値の大きさを規制する一要因であると考え続けたことにもとづくものとみてよいだろう。

以上の考察は、われわれがスミスの価格論や分配論を検討しようとするばあいに、これを投下労働量による価値規定との内的関連の下に考察する必要があることを示唆するだろう。もっとも、スミスのばあいは、商品価値を測定する真実の尺度が商品の生産に投下された労働量に求められず、その支配労働量に求められたということから、自然価格が投下労働量によって一義的には規制されえないものと考えられているため、その価格論や分配論が投下労働量による価値規定から乖離する一面をも含んでいることは否定できない。しかし、これはあくまで乖離にすぎないのであって、その価格論や分配論が投下労働量による価値規定とは全く無関係に展開されて、価格の均衡理論の端緒としての形態を整えたということを示すわけではけってないのである。

3 地代の源泉について

スミスが『国富論』第2版で企てた改訂のうち、第1編第6章のなかでとくに重要と思われるものに、前節に述べたもののほか、地代の源泉を説明した個所がある。そこで、本節ではこの改訂個所について考察しよう。

さて、本稿第1節に掲げた引用文I・IIによって明らかのように、スミスは、資本蓄積以後の社会状態では労働者の労働が己れに支払われる賃金の価値だけでなく、ある追加価値額をも生産する

注(16) Wealth of Nations, I, pp. 245-6. ただし、傍点は引用者。なお、この点については拙著『古典派資本蓄積論の研究』第1章第3節を参照されたい。

のであり、この追加価値こそ利潤の源泉なのだと主張した。こう主張するさいに、スミスの論証の支柱をなしていたのは、蓄積以後の状態にあっては、労働の生産物が賃金と利潤とに分割されざるをえないから、その生産物の支配労働量は必然的にその生産に投下された労働量よりも大きくなるという事情であった。ただし、このばあい、このスミスの議論では、土地所有が全く捨象されていて、資本家と賃金労働者との二階級のみから成立つ社会が想定されていたという点に、われわれは十分に注意を払っておかなければならない。

さて、スミスは以上のような利潤の源泉についての考察につづいて、土地所有成立後の状態における地代の発生という問題を追究する。この点について、スミスは『国富論』第2版以降の版本では、つぎのように述べている。

引用文Ⅷ 「ある国の土地がすべて私有財産になると直ちに、地主は他のあらゆる人々と同様に、種を播きもしなかったところで収穫することを好み、土地に自生する産物に対してさえ、地代を要求する。森の木や、野の草や、すべての大地に自生する産物は、土地が共有であったときには、労働者には採集する手数を費やさせただけだったが、いまや、かれにとってさえも、それらのうゑに固定された追加価格 an additional price をもつようになる。そうすると、労働者はそれらを採集するための許可に対して支払わなければならなくなり、かれの労働が採集ないし生産するもの的一部分を地主に引渡さなければならない。この部分、また同じことだが、この部分の価格が土地の地代なのであり、そして大部分の商品の価格において第3の構成部分 a third component part をなすのである。」⁽¹⁷⁾

ここでスミスは、土地所有以後の事態においては、土地生産物は賃金と利潤とを支払ってなお余りある価格、つまり、「追加価格」をもつようになり、この「追加価格」こそが地代の源泉になるのだと主張している。しかし、それなら、土地が所有されると、どうして土地生産物が「追加価格」をもつようになるのか。引用文Ⅷは、この点についてあまりにも説明不足であるため、この文章だけではスミスの推論の筋道がよく分らない。

スミスは利潤の発生については、つぎのように説いていた。スミスによれば、資本が蓄積されると、労働生産物は賃金と利潤とに分割されるから、生産物の支配労働量はその生産に投下された労働量よりも大きくなり、その差額分としての「追加価値」が利潤の源泉になるというのであった。

こういう利潤の源泉についての説明に比べると、引用文Ⅷに示された地代の源泉についての説明は、すこぶる舌足らずであって、これではスミス自身の推理過程がほとんど読みとれない。だが、この点に関するスミスの推理過程を明らかにするための重要な手がかりは、この引用文Ⅷの代りに原典の初版本におかれていた文章のなかに見出せるように思われる。これはふたつのパラグラフからなっている。

注(17) Wealth of Nations, I, p. 51.

引用文Ⅸ 「ある国の土地がすべて私有財産になると直ちに、地主は……地代を要求する。……すべての大地に自生する産物は、土地が共有であったときには、採集する手数を費やさせただけだったが、いまや、それらのうゑに固定された追加価格をもつようになる。そうすると、人々はそれらを採集するための許可に対して支払わなければならなくなり、そして、それらを貨幣なり、労働なり、他の財貨なりと交換するにあたっては、それを採集する労働〔の賃金〕とその労働を雇用する資本の利潤との双方に支払うべきものを超えて、この許可料に対してもいくらかが留保されなければならない。これが土地の最初の地代になる。したがって、大部分の商品の価格において、土地の地代はこのようにして第3の価値の源泉をなすのである。

こういう事態においては、ある商品の獲得または生産に通常使用される労働の量が、その商品が通常購買、支配、交換すべき労働の量を規制しうる唯一の事情であるということではなく、そしてまた、賃金を前払し、その労働の原料を供給した資本の利潤が、その商品が通常購買、支配、交換すべき労働の量を規制しうる唯一の事情であるということもない。第3の事情が同じように考慮にいれられなければならないのであって、それはその土地の地代である。そして、この商品は、これを市場にもたらす人がこの地代を支払うことができるように、ある追加的労働量を通常購買、支配、⁽¹⁸⁾交換しなければならない。」

この引用文Ⅸをさきの引用文Ⅷと比べてみれば直ちに分るように、引用文Ⅸの第1の paragraphs が第2版でそのなかの若干の字句の修正を施されて引用文Ⅷになり、第2の paragraphs が第2版で全文削除されたのである。

ところで原典初版本からの引用文Ⅸもまた難解な文章であるが、その難しさはこの文章のなかには、相互に全く異なるふたつの論理が並存していることにもとづいているように思われる。引用文Ⅸのなかに流れているふたつの論理のうち、第1のものはつぎのようなものである。

土地が共有であったときには、全生産物が労働者自身に帰属した。しかるに、土地が私有財産になると、生産物の一部分が地代として地主に帰属する。「こういう事態においては、ある商品の獲得または生産に通常使用される労働の量が、その商品が通常購買、支配、交換すべき労働の量を規制しうる唯一の事情であるということではなく」なる。そして、この土地生産物総量は、市場でその生産に投下されたものと等量の労働を購買ないし支配できるばかりでなく、さらに「ある追加的労働量を通常購買、支配、交換しなければならない。」かくして、土地生産物は「それらのうゑに固定された追加価格をもつようになる。」この「追加価格」こそ地代の源泉にはかならない。

引用文Ⅸのなかに流れている第1の論理の筋途は、ほぼ以上の如くであろう。ところが、この文章には、もうひとつの別の論理が流れているのであって、つぎのようなものである。

土地が私有財産になると、土地生産物の価格は賃金と利潤とを支払ってなお余りある大きさに

注(18) Wealth of Nations, I, p. 51 editor's footnote. ただし、傍点は引用者。

らなければならない。それは、ここでは賃金・利潤が商品価値の源泉であるばかりでなく、地代が「第3の価値の源泉」となるためである。「こういう事態においては、……〔賃金および〕利潤が、その商品が通常購買、支配、交換すべき労働の量を規制しうる唯一の事情であるということもない。第3の事情が同じように考慮にいられなければならない。」つまり、地代が「第3の価値の源泉」となっているのだから、ここでは地代もまた商品価値を規制する一要因となっているのだ。

引用文Ⅸのなかに見出される第2の論理というのは、ほぼ以上の如きものであろう。してみると、スミスが『国富論』の第2版で、引用文Ⅸを大幅に修正して、引用文Ⅷに置き換えたのは、引用文Ⅸのなかにあった第2の論理を示す議論を全面的に撤回するためだったとみてよいだろう。前節で知ったように、スミスは第2版では、賃金・利潤・地代を商品価値の源泉とみなし、したがって、これらのものを商品価値を規制する要因とみなそうとする見解を捨て去ろうとしたのだからである。ところが、スミスは第2版での改訂作業にあたって、引用文Ⅸの第2パラグラフの全文を削除するという処理をした。このスミスの処置は粗雑だったといわなければならない。なぜなら、この第2パラグラフのなかには、わたくしのいう第2の論理ばかりでなく、第1の論理を示す議論も含まれていたからである。原典の第2版以降に見出される引用文Ⅷは、わたくしのいう第1の論理を示す議論だけから成っているのだけれども、引用文Ⅸの第2パラグラフの全文が削除されたために、引用文Ⅷだけに記された第2版以降の版本の説明ははなはだしく舌足らずになっているため、この文章がどういう論理を含んでいるのか分り難いものになってしまった。しかし、引用文Ⅷが、わたくしのいう第1の論理の筋途を示す議論であることは、以上の考察によってようやく明らかとなっただろう。われわれが引用文Ⅷの含意を正確に理解するためには、引用文Ⅸの第2パラグラフのなかの一部分の記述によって補ってこの文章を読む必要がある。こういう操作を行なうと、引用文Ⅷの内容を読みとれば、おのずから第2版以降におけるスミスの考え方が明らかになるだろう。

スミスは第2版以降には地代の源泉を解明するさいに、もっぱら利潤の源泉の解明にあたって用いた論法と同一の仕方でも推論していたように思われる。利潤の源泉を解明するばあいには、かれは資本が蓄積された後には労働の生産物が賃金と利潤とに分割されるということから、その生産物の支配労働量と投下労働量との不一致を説き、ついで、その価値差額が発生する理由を、資本によって雇用される労働者の労働が追加価値を生み出すためだと説明し、こうしてこの追加価値こそが利潤の源泉になると主張した。ところが、これと同じ論法を、スミスは地代の源泉の解明に用いるのである。すなわち、スミスは、土地が所有されると、土地生産物全体が労働者自身に帰属せず、その一部分が地代として地主に分配されるということから、土地生産物の支配労働量と投下労働量との不一致を説く。スミス自身の好んで用いる表現の仕方という、商品の生産に投下された労働量はここではその商品の支配労働量を規制する唯一の事情ではなくなっているというわけである。そして、スミスは商品がその生産に投下されたのと同一量の労働を支配するほかにある追加的労働

量をも支配できるという点にもとづいて、商品はここでは「追加価格」をもつようになると説く。そして、これは労働者の労働が賃金の価値以上の価値を生産するためだとみなして、この労働者の生産した「追加価格」こそが地代の源泉になると論断するのである。

引用文Ⅷの含意がこのようなものだとすると、ここでのスミスの推理の仕方には、ひとつ重大な難点が生じているといわなければならない。というのはこうである。スミスは利潤の源泉を明らかにするさいには、資本の蓄積の結果、労働の生産物が賃金と利潤とに分割されるということから、資本制の商品のばあいには、商品の支配労働量が投下労働量よりも大きくなると指摘し、これは賃金労働者の遂行する労働が賃金の価値とともに追加価値を生産するためだと主張した。だから、ここではスミスは土地所有の問題を捨象して、資本家と賃金労働者との二階級のみからなる社会を想定して議論をすすめていたことになる。ところが、スミスは地代の源泉を明らかにするばあいにも、これと同じような論法を用いていた。すなわち、スミスは土地が私有財産になった結果、土地生産物の一部分が地主にも分配されるということから、土地所有の下での生産物の支配労働量が投下労働量よりも大きくなると指摘し、これは労働者の労働が賃金の価値とともに地代の源泉となる追加価値を生産するためだと主張しているのである。してみると、スミスはここでは、資本の蓄積、いや資本の存在そのものを捨象して、地主と小作人との二階級のみからなる社会を想定して推理をすすめていたことになる。むろん、スミス自身は、初版でも第2版でも、地代とは生産物価格から賃金・利潤を差引いた後に残る「追加価格」にほかならないと記しているから、かれ自身としては、ここで資本制地代の源泉を解明しようと意図している。ところが、かれはこの意図を実現しようとするばあいに、地代の源泉が他人の所有地を借りて耕作する労働者の遂行する労働が生み出す追加価値にあるのだという論証方法をとったために、かれは結局のところ、それと自覚することなしに、非資本主義的な地主・小作人の二階級モデルにもとづいて推理をすすめるという結果になったのである。だが、資本の存在そのものが捨象された地主・小作人の二階級モデルによる地代の説明では、資本制地代の源泉は決して明らかにはされえない。しかも、スミス自身は、かれの推理過程で、想定された社会状態がこのようにすりかえられたことを自覚しなかったから、資本・賃労働モデルによる利潤の源泉についての解明と地主・小作人モデルによる地代の源泉についての解明とを、そのまま接木してしまって、地代を商品価格の「第3の構成部分」と規定し、かれがあたかも地代の源泉を資本制的農業労働者の遂行する労働の生み出した「追加価値」だと規定しているかのような印象を、『国富論』の読者に与えたのであった。

しかし、引用文Ⅷに記されているような論証の仕方では、資本制地代の源泉は決して明らかにはされない。ここで明らかにされたことは、非資本主義的形態の土地所有の下にある社会状態では、地代の源泉は非資本制的小作人の遂行する労働の生み出す「追加価値」にある、ということにすぎない。スミスが『国富論』第1編第6章で、地代を労働者の生産する「追加価値」だと規定すると

き、その規定の正確な意味は、これだけのことにすぎないのである。たしかに、ここでスミスが意図したのは、資本制地代の源泉を解明するということであった。引用文IXでは、地代を「第3の価値の源泉」とする規定が記されており、引用文VIIIでは、地代を商品価格における「第3の構成部分」とする規定が記されていることから明らかになるように、初版でも第2版でも、スミスが意図したのは資本制地代の源泉を解明することであった。ところが、この意図を実現しようとしたとき、スミスはかれの推理過程に資本・賃労働関係を捨象した地主・小作関係という想定をもちこんだのであった。そして、かれが地代の源泉を土地所有下における労働者の遂行する労働の生み出す「追加価値」に帰着せしめたとき、かれはこの結論を非資本制的地主・小作関係という想定の上で展開された推論を通してひき出していたのであった。⁽¹⁹⁾

以上述べてきたように、わたくしは『国富論』第1編第6章におけるスミスによる地代の源泉の解明は、資本・賃労働関係を捨象した地主・小作人の二階級社会を想定しての推理から導かれたものにはかならないと考える。ここでのスミスの議論が、こういう非資本主義的社会の想定の上で展開されているということを示すもうひとつの証拠は、第1編第8章の冒頭に記されている数個のパラグラフにわたるスミスの叙述のなかに見出される。

引用文X 「労働の生産物は、労働の自然的報酬、つまり自然的賃金である。

土地の所有と資本の蓄積との双方に先立つ本源的な事態においては、労働の全生産物は労働者に帰属する。かれは、ともに分けあうべき地主も雇主ももっていない。

……

土地が私有財産になると直ちに、地主は労働者が土地から産出または採集しうるほとんどすべての生産物について分前を要求する。かれの地代は、土地に使用される労働の生産物からの第1の控除をなす。

土地を耕す者がその収穫をかりとるまで自分自身を扶養する資力をもっていることは、まれにしかおこらない。かれの生活維持費は、概して雇主、つまりかれを雇用する農業者の資本からかれに対して前払されるのであって、この雇主は労働者の労働の生産物の分前に与からぬ限り、つまり自分の資本が利潤を伴って回収されぬ限り、労働者を雇用することになんの関心ももたないだろう。この利潤が、土地に使用される労働の生産物からの第2の控除をなす。

注(19) 『国富論』第1編第6章における地代の源泉についてのスミスの所論については、中村広治・鈴木亮の両氏は、ともに、スミスが初版では、資本制地代の解明を企てて失敗したが、第2版以降では、非資本制的地代を解明したのだ、というように解釈してはならないのであり、どちらの版でも、スミスが企てていたのは資本制地代の解明であったとみななければならないと主張しておられる(中村、拙著『古典派経済学の基本問題』への書評、岡山大『経済学会雑誌』5巻1号、p.143; 鈴木「アダム・スミスの地代論にかんする覚書」『佐賀大教養部研究紀要』4巻、pp.24~5参照)。

以上のような両氏の指摘については、わたくしはなにも異論がない。ただ、わたくしがいいたいのは、スミスが資本制地代の源泉を解明するという意図をもったということと、スミスがこの意図を実現するにあたって、どのような接近方法を採用し、そのためにどのような分析結果を得るに至ったかということとは別問題であり、この後者の点を明らかにすることが重要な点だということである。

ほとんどすべての他の労働の生産物もまた、同じような利潤の控除を免れない。……」⁽²⁰⁾

見られるとおり、スミスはここで、「社会の初期末開の状態」においては、労働の生産物はすべて労働者に帰属するのであり、したがって、この社会では生産物がすべて賃金として分配されるのに反して、資本の蓄積と土地の所有以後には、富は賃金と利潤と地代との3者に分割されるということを主張しているのであって、かれはここで、第1編第6章でかれ自身がすでに展開した議論——資本主義社会の総生産物の価値は、賃金・利潤・地代の3者に分解するという議論を要約して再論しているわけである。だが、スミスのこの再論では、第6章とは叙述の順序が逆になっていることに注意が払われる必要がある。第6章ではスミスは、利潤および地代の発生を説くにあたって、まず最初に、資本の蓄積によってひきおこされる変化を考察しようとした。かれが土地の所有によってひきおこされる変化を考察するのは、利潤の考察を終了した後においてであった。ところが、この第8章では、叙述の順序は逆になっていて、地代は生産物からの「第1の控除」として取扱われており、土地所有によってひきおこされる変化が真先に考察され、その後で、資本の蓄積によってひきおこされる変化が考察されて、利潤が生産物からの「第2の控除」として取扱われている。こういう叙述のすすめ方から分るように、スミスはこの第8章冒頭の叙述では、最初に資本・賃労働関係を捨象して地代の成立を考察している。かれがここで想定している社会は、非資本制的な地主・小作人のみからなる社会である。してみれば、スミスがこの第8章の冒頭で説いた地代は、資本制地代ではけっしてないだろう。それにもかかわらず、スミスはこの第8章でも、このような地代把握を、利潤把握とそのまま結合することによって、文明社会の富が賃金・利潤・地代の3者に分解するというかれ自身の命題を再確認しようとするのである。

以上の考察は、第6章における地代の源泉についてのスミスの所論が、非資本主義的な地主・小作関係を想定しての理論展開にかならなかったということを示し、われわれに得心させるだろう。第6章では、利潤源泉論・地代源泉論の順序で叙述がすすめられたけれども、スミス自身にとっては、この叙述の順序を逆に置き換えても一向差支えなかったのである。そして、その理由は、スミスが利潤を考察するときには、土地所有を捨象した資本・賃労働関係を想定していたし、地代を考察するときには、資本関係を捨象した地主・小作関係を想定していたことにある。

スミスは『国富論』第1編第6章で、土地が私有財産となっている社会状態においては、労働者の遂行する労働は「追加価値」をも生産するのであり、地代の源泉はこの「追加価値」にある、と主張した。しかし、この主張は、非資本制的地主・小作関係の想定の上で構築された論理から導き出されたものにすぎなかったのだから、スミスはここでの議論によっては、資本制地代の源泉を少しも解明しえなかった。だから、かれが第2編第5章で利潤率平均化の機構が完全に整備されている状態を想定しておいて農業および製造業への投資効率を比較しながら、再び資本制地代の源泉

注(20) Wealth of Nations, I, pp. 66~7. ただし、傍点は引用者。

を解明する必要に迫られたとき、第1編第6章におけるかれ自身の地代源泉論をただ単に再述してすまずわけにはいかなかったのである。なぜなら、これは資本制地代の源泉を解明しえない理論内容しかもたなかったからである。かくして、第2編第5章では、スミス自身第1編第6章の地代源泉論を全く顧慮することなしに、資本制地代が「自然の労働の所産」であるという、新しい規定を⁽²¹⁾うち出すことになる。地代の源泉についてスミスが『国富論』のなかで、相互に全く異なるふたつの規定を与えた理由のひとつは、以上の考察によって明らかになったように、第1編第6章では、かれが資本制地代の源泉の解明を意図しながら、結果としては非資本制的社会における地代を考察してしまったことにある。利潤の源泉を明らかにしようとするばあい、土地所有を捨象して資本・賃労働関係を純粹に考察することは許される。なぜなら、資本こそは資本主義経済のいっさいを支配する決定的な力であり、したがって、土地所有の問題の解明をぬぎにしても、資本主義経済を運行せしめる基本動力を理解することが可能だからである。しかし、資本を捨象しては土地所有の資本制的形態を解明することはできない。『国富論』第1編第6章における地代源泉論において、スミスはこういう点についての自覚を欠如し、そのためにスミス自身の論理からいっても、無用な理論を展開してしまったといわなければならない。第1編第6章の地代源泉論が『国富論』のその後理論展開において再現することがなかったのは、そのためである。

〔あとがき〕 本稿の執筆にあたって、わたくしは、『国富論』の初版本については、ケリーのリプリント版を利用したが、第2版および『第1・2版への増補と訂正』は大阪市立大学、また、第3版については九州大学の図書館所蔵のものを利用した。また、ガルニエ訳『国富論』(1802年刊)は京都大学図書館所蔵のものを利用した。これらの貴重図書の閲読にあたって、多くの方々のお世話になったが、とりわけ、溝川喜一、佐藤金三郎、荒牧正憲の3氏はわたくしのために多大な便宜をはかって下さった。記して謝意を表したい。

(岡山大学法文学部教授)

注(21) スミスが第2編第5章で、いかなる問題の設定によって、資本制地代の源泉を解明する必要に迫られたのか、また、この点の解明をどのような推論を通して企てたか、といった諸論点については、拙著『古典派経済学の基本問題』第1章第4節を参照されたい。

独占価格と物価

—現代資本主義下の利潤分配替えのメカニズム—

常盤政治

目次

- 〔I〕 問題の意義と限定
- 〔II〕 従来諸説の検討
 - 〔i〕 松石氏の見解
 - 〔ii〕 セレブリアーコフの所説
 - 〔iii〕 高須賀氏の見解
- 〔III〕 物価の名目的上昇と実質的騰貴
 - 価格の度量標準の変更と価値尺度の変化—
- 〔VI〕 独占価格による利潤分配替えのメカニズム
- 〔V〕 結論

〔I〕 問題の意義と限定

1973年の秋から翌74年にかけての、「石油危機」と「物不足」にことよせてのとくに生活必需品を中心とした諸物価の高騰は、まさに「狂乱物価」と呼ぶにふさわしいものであった。このような「物価狂乱」の直接的な最大の原因が大手メーカー・商社等、独占的大企業をはじめ流通過程における買占め、売惜しみに根ざす便乗値上げにあったことはすでに明らかにされたところであるが、そうした流通過程での操作によって不当な値上げ利益が可能になるような社会経済的背景を考えると、「管理通貨」制度として現代資本主義に定着してしまっているインフレーションにもとづく通貨の減価のもつ意義は洵に大きい。しかも、「石油危機」がアメリカを中心とするメジャー(国際石油資本)によって「つくられ」、少なくとも「誇張された危機」であったこと、また、74年2月27日の衆議院予算委員会(「物価問題」集中審議)での丸田芳郎氏(洗剤トップ・メーカー花王石鹼社長)の証言において、洗剤パニックの契機が73年6月のアメリカの農産物輸出規制にもとづくヤシ油の「不足」予想及びそれにもとづく価格騰貴の「見通し」によるものであったことが示されているように、「物価狂乱」が国内的要因だけでなく、国際的連関をもつ極めて幅の広いものであることを知る時、現代資本主義における世界的なインフレーションの根深さを改めて痛感しないわけにはいかない。